

日本古代における村の性格

浅野 啓介

本論文では日本古代の村の性格を考察した。日本古代の地方行政単位には上から国、郡、里（後に郷に名称変更）がある。これまでの研究では日本法の母法である中国の唐令には村の規定があり日本令には村の規定が存在しないことから、日本古代の村は国家を支える基礎団体ではないことが主張されていた。しかし、日本が地方支配制度である五十戸制（里制の前身）を7世紀後半に導入したときには、中国には村の制度が存在しなかったか、あるいは未確立であったと考えられるので、日本令に村の規定がないからといって、日本古代の村が国家を支える基礎団体ではなかったということにはならない。日本古代の村には村門などもなく、8世紀初めの段階では村の制度を必要としなかったと考えられる。

むしろ日本古代の村の性格を明らかにするためには、日本の史料の分析が大切である。村は一里の一般的な人数である千人よりも小さい集団であることが多く、村は国家から命令などの連絡を受ける対象であった。日本の令文では里長による情報伝達が規定されているが、8世紀半ばから9世紀前半に限れば、国家にとっての緊急事態の連絡や税の徴収の際などさまざまな場合に村が利用されている。石川県の加茂遺跡から出土した加賀郡勝示札から分かるように、情報を伝達する際、国は村という用語を使用していないのに、郡は村ごとに情報を伝達している。つまり、直接村と接している郡が、律令に規定されていない村をわざわざ位置づけているのである。したがって、8世紀半ばから9世紀前半の日本では国家が発する命令を民衆に伝えることは、村を媒介しない限り不可能であったと見られる。その意味で村は国家を支える基礎団体であったと位置づけられる。